開発許可等手続きフロー図

以下の個別法の適用を受ける場合、市への開発協議申請は不要です。その他の手続きを進めてください。

【開発協議不要（個別法の適用）】
・都市計画法に規定する開発行為（40ha以上のものを除く。）
・盛土規制法に規定する宅地造成等に関する事業及び同法第30条第1項に規定する特定盛土等又は土砂の堆積に関する事業（40ha以上のものを除く。）
・砂利採取法の認可を受けて行う砂利採取事業
・砕石法の認可を受けて行う岩石採取
・森林法の許可を受けて行う開発行為等（40ha以上のものを除く。）
・岐阜県土地開発事業の調整に関する規則の承認を受けて行う土地開発事業
・開発区域の全てが国有林野に含まれるもの

申請者

国土利用計画法に基づく届出
高富：5,000㎡、美山・伊自良：10,000㎡以上

1,000㎡以上
（暫定3,000㎡以上）

山県市土地開発事業指導要綱
「計画事前協議申請書」提出

協議・検討 ⇔ 山県市開発審査協議会（意見照会・回答）

意見書通知

建築物等の建築　無し

建築物等の建築　有り

10,000㎡以上

岐阜県土地開発事業の調整に関する規則
「土地開発事業事前協議申出書」提出

市町村（経由）

意見照会・回答 ⇔ 山県市開発審査協議会

岐阜県都市政策課

審査

岐阜地域土地対策連絡会議にて説明

岐阜県土地対策連絡会議意見照会

結果通知 → 市町村（経由）

岐阜県都市政策課

市町村（経由）

意見への回答

申請者

高富：3,000㎡以上
美山・伊自良：10,000㎡以上

都市計画法第29条
「開発行為許可申請書」提出

岐阜・西濃建築事務所

審査 ⇔ 市町村（照会・回答）

開発許可

申請者

1,000㎡以上
（暫定3,000㎡以上）

山県市土地開発事業指導要綱
「開発協議申請書」提出

協議・検討 ⇔ 山県市開発審査協議会（意見照会・回答）

協定

開発承認

申請者

同意・協議
・土地権利者
・公共施設（道路・水路）管理者（都計法許可のみ32条同意・協議）

結果書

各種法令

農地転用

照合

開発協議の適用除外に該当するか。

該当しない

【開発協議不要（個別法の適用）】
・都市計画法に規定する開発行為（40ha以上のものを除く。）
・盛土規制法に規定する宅地造成等に関する事業及び同法第30条第1項に規定する特定盛土等又は土砂の堆積に関する事業（40ha以上のものを除く。）
・砂利採取法の認可を受けて行う砂利採取事業
・砕石法の認可を受けて行う岩石採取
・森林法の許可を受けて行う開発行為等（40ha以上のものを除く。）

岐阜県土地開発事業の調整に関する規則
「開発協議届出書」提出

市町村（経由）

意見照会・回答 ⇔ 山県市開発審査協議会

岐阜県都市政策課

審査 ⇔ 協定

開発承認

市町村（経由）

申請者

1,000～3,000㎡※	高富地域(都市計画区域内)	
1,000㎡～10,000㎡※	美山・伊自良地域（都市計画区域外）	
3,000～10,000㎡	高富地域(都市計画区域内)	
10,000㎡以上	山県市全域	

※平成30年4月1日より当面の間3,000㎡以上